

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(選定の時期)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の貸借銘柄の選定(決算期の末日の3日前(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。))の日(決算期の末日が休業日にあたる場合は決算期の末日の4日前の日)以後に上場された銘柄のうち、上場後最初の同項に定める日において上場後最初の選定審査を行うものに係る選定を除く。)並びに第2項第1号及び第4号の貸借銘柄の選定は、これらの規定に定める日のほか、その翌日からその<u>3か月目の月の</u>応当日までの間にそれぞれ行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成16年3月1日から施行し、同日以降に第4条第1項並びに第2項第1号及び第4号に規定する選定の日が到来する銘柄から適用する。</p>	<p>(選定の時期)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項並びに第2項第1号及び第4号の貸借銘柄の選定は、これらの規定に定める日のほか、その翌日からその<u>翌月の</u>応当日までの間にそれぞれ行うことができる。</p>